

第一種動物取扱業者標識

①氏名又は名称	株式会社MEリゾート神鍋 代表取締役 一ノ本 達己
②事業所の名称	ブルーリッジホテル
③事業所の所在地	豊岡市日高町栗栖野 55 番地
④第一種動物取扱業の種別	保管
⑤登録番号	兵動 第 1552434 号
⑥登録年月日	平成 27 年 6 月 1 日
⑦有効期間の末日	平成 32 年 5 月 31 日
⑧動物取扱責任者	関口淳也

動物の愛護及び管理に関する法律第 18 条の規定により、第一種動物取扱業者は、その事業所ごとに事業所における顧客の出入口から見やすい位置に標識を掲示しなければなりません。上記の例を参考にして作成し掲示してください。(第一種動物取扱業登録証を掲示することによりこれに代えることも可能です。)

第一種動物取扱業登録証

氏名 株式会社MEリゾート神鍋 代表取締役 一ノ本 達己

住所 豊岡市日高町栗栖野 55 番地

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業者として登録する。

兵庫県動物愛護センター所長



登録の年月日 平成 27 年 6 月 1 日

有効期間の末日 平成 32 年 5 月 31 日

1 事業所の名称

ブルーリッジホテル

2 事業所の所在地

豊岡市日高町栗栖野 55 番地

3 登録に係る第一種動物取扱業の種別

保管

4 動物取扱責任者の氏名

関口淳也

5 備考

教 示

この処分について不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び6ヶ月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取り消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。